

本学独自の奨学金制度

本制度は、家計の収入が一定未満の入学生を対象とする『本学独自の奨学金制度』です。

※本学短期大学部は『高等教育の修学支援新制度』の対象外となったため、『本学独自の奨学金制度』を設立することになりました。なお、制度のお申込み手続きは入学後に実施いたします。

なお、『高等教育の修学支援新制度』の変更時には、『本学独自の奨学金制度』を変更することがあります。

【制度内容】

減免金額について

現行の『高等教育の修学支援新制度』と同様の金額を減免します。

区分による減免金額：年額

支援区分	収入の目安	入学金	授業料	入学生負担金
第1区分	非課税世帯	250,000	620,000	160,000
第2区分	300万円未満	166,700	413,300	450,000
第3区分	380万円未満	83,300	206,700	740,000
第4区分(多子世帯)	600万円未満	250,000	620,000	160,000
第5区分(多子世帯)	600万円以上	250,000	620,000	160,000

※入学時には、別途実験実習料、施設設備費、教育後援会費、学友会費、物品購入費等の納付金が必要です。

詳細につきましては、募集要項の学生納付金 P22～23 をご参照ください。

給付金額について

現行の『高等教育の修学支援新制度』の金額とは異なり、以下のとおりです。

区分による給付金額：月額

支援区分	収入の目安	自宅	自宅外	(給付金年額)
第1区分	非課税世帯	21,000		(252,000)
第2区分	300万円未満	14,000		(168,000)
第3区分	380万円未満	7,000		(84,000)
第4区分(多子世帯)	600万円未満	5,250		(63,000)
第5区分(多子世帯)	600万円以上	0		0

【査定方法について】

対象者の査定は現行の『高等教育の修学支援新制度』と同じ方法で行います。受験者と生計維持者の住民税・扶養人数情報を確認するために、入学後、「所得・課税証明書(扶養人数記載分)」を提出していただく必要があります。(多子世帯確認のため必ず、扶養人数の記載がある証明書を提出してください。)

【支援区分算式】

支給額算定基準額＝市町村民税の所得割の課税標準額×6%－（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）※1（100円未満切り捨て）

※1 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額＋市町村民税調整額）に3/4を乗じた額となります。

【収入基準】

支援区分	基準額
第1区分（標準額の支援）	100円未満（注1）
第2区分（標準額の約2/3支援）	100円以上、25,600円未満
第3区分（標準額の約1/3支援）	25,600円以上、51,300円未満

注2 ふるさと納税や住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。